**６－10市水配水委託第１号浄配水場施設運転管理等業務委託**

**要求水準書**

**令和５年７月**

**つくば市上下水道局水道監視センター**

目次

[第１章　総則 2](#_Toc122970161)

　　　　第１条（趣旨）

　　　　第２条（適用）

　　　　第３条（業務の履行）

　　　　第４条（業務の一部再委託）

　　　　第５条（業務管理）

　　　　第６条（労務管理）

　　　　第７条（貸与品）

　　　　第８条（資料の保管）

　　　　第９条（盗難、火災等の防止）

　　　　第１０条（安全管理）

　　　　第１１条（健康管理）

　　　　第１２条（従事者の規律及び服装等）

　　　　第１３条（危機管理対応）

　　　　第１４条（環境への取組み）

　　　　第１５条（関係法令遵守）

　　　　第１６条（侵入者の防止等）

　　　　第１７条（不当介入に関する通報）

　　　　第１８条（本業務実施におけるリスクマネジメント）

　　　　第１９条（報告書等の提出及び協議）

　　　　第２０条（要求水準の未達）

　　　　第２１条（本業務の中断）

　　　　第２２条（履行期間終了に伴う業務引継）

　　　　第２３条（守秘義務）

　　　　第２４条（個人情報の保護）

　　　　第２５条（個人情報又は資料等の複写）

　　　　第２６条（事故の報告義務及び公表）

　　　　第２７条（本業務の監査等）

　　　　第２８条（本業務従事者への教育及び研修）

　　　　第２９条（定期報告及び緊急時報告）

　　　　第３０条（個人情報の管理）

　　　　第３１条（解除等）

[第２章　業務の水準 11](#_Toc122970162)

　　　　第３２条（業務の実施）

　　　　第３３条（業務委託の大要）

　　　　第３４条（業務履行計画書等の作成）

　　　　第３５条（業務体制）

　　　　第３６条（業務の基本的要求水準）

　　　　第３７条（各業務の要求水準）

　　　　第３８条（技術レベル向上の取組み）

　　　　第３９条（車輌の運行）

　　　　第４０条（雑則）

　　　　第４１条（疑義）

要求水準書（案）

第１章　総則

　（趣旨）

第１条　本委託は、つくば市（以下「委託者」という。）の別途浄配水施設運転管理等業務委託性能仕様書（以下「性能仕様書」という。）に記載する浄配水施設等の運転管理に係る、水道法第24条の３に基づく第三者委託（以下「本業務」という。）である。

２　つくば市浄配水施設運転管理等業務委託要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、本業務を実施する上で受託者が満たすべき水準を定めるものであり、受託者が具体的な実施方法等を提案する上での指針となるものである。

（適用）

第２条　受託者は、本業務の契約期間にわたって、本要求水準を遵守しなければならない。

２　受託者は、本要求水準書に定める事項を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。

３　受託者が提出する提案については、本業務が民間事業者の創意工夫を取り入れ、安全で強靭かつ持続可能な水道事業の運営を行うことを目的とした性能発注であることを念頭に、委託者と受託者が協議を行った上で、その内容を本業務の履行に十分反映させるものとする。

（業務の履行）

第３条　受託者は、業務委託契約書（以下「契約書」という。）、性能仕様書、本要求水準書、プロポーザルで採択された提案書、各最新の水道維持管理指針や水道施設設計指針、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン、その他関係書類及び関係法令を遵守し、施設及び機器類を適切に運転管理及び維持管理することで、施設の機能を十分に発揮し、安全な水道水を安定的に供給するものとする。

２　受託者は、性能仕様書に記載する業務を包括的に受託することから、業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を履行する体制を整えるものとする。

３　受託者は、本業務の履行期間を継続するに当たり、受託者の持つ技術力を最大限にいかし、様々な取組みや工夫により、業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

４　受託者は、本業務が水道水の供給という公共的使命を持つことを認識し、その役割を誠実に行うものとする。

５　受託者は、業務履行にあたって、関係法令の趣旨を踏まえて、これを遵守すること。

（業務の一部再委託）

第４条　本業務の実施に当たり、受託者は、書面により委託者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は、再委託等先に本要求水準書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、業務の実施に当たっての工程管理や業務実施確認等、その業務が完了するまで責任をもって監督するものとする。

２　委託者は、再委託等をすることにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには承認しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。

３　受託者が再委託契約をするときは、つくば市内に本店のある事業者（以下「市内本店事業者」という。）を活用し、それらの事業者との契約金額の合計が、再委託契約（市内本店事業者では再委託ができないものの金額を除く。）の合計が50％以上となるよう努めるものとする。

　（業務管理）

第５条　受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、本業務を履行しなければならない。

２　受託者は、水道施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を把握し、水道施設の運転に精通するとともに、常に問題意識をもってこれにあたり、設備の維持管理方法の改善と安定した運営に努めること。

３　受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、本業務の円滑な進捗に期すること。

４　受託者は、委託者が運転に係る資料の提出を要求した場合は、受託者は、速やかに応じなければならない。

５　受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は本業務に必要としないものを持ち込んではならない。

６　受託者は、本業務の実施に要する事務室、給湯室等について、その機能を良好に保ち、且つ履行にあたっては関係法令の趣旨を踏まえ遵守すること。

７　受託者は、本業務の履行に要する水質計器等の備品について、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障が無いよう管理すること。

８　受託者は、本要求水準書に記載なき事項であっても、本業務遂行上当然に必要なものは受託者の責任において適切に判断しこれを満足しなければならない。

　（労務管理）

第６条　受託者は、本業務の公共的使命を念頭におき、労務管理を行わなければならない。また、受託者は、本業務の従事者の労務管理に関する一切の責任を負うものとする。

（貸与品）

第７条　委託者は、受託者が本業務に必要な関係書類、工具、試験機器等の一部を貸与する。

２　受託者は、前項に掲げる以外のもので、本業務遂行上必要と認められる場合は、委託者の許可を得て使用することができる。

３　受託者は、貸与品等の最適な管理方法を実施及び報告しなければならない。

（資料の保管）

第８条　受託者は、貸与された資料、関係書類等について責任を持って保管するものとし、委託者の許可なくそれらを外部に持ち出し、又は提供してはならない。

２　受託者は、あらかじめ個人情報保護法第２条第１項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保管場所を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

（盗難、火災等の防止）

第９条　受託者は、委託施設の火災防止のため、火気取扱い責任者を選任し、火気を適切に取扱わなければならない。また、盗難防止に努めなければならない。

（安全管理）

第１０条　受託者は、本業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合には、委託者に速やかに報告しなければならない。

２　受託者は、感電、墜落、その他の本業務遂行上危険が見込まれる場合には、委託者に速やかに報告するとともに保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

３　受託者は、従事者が危険な作業を行う場合には、関係法令を遵守し、安全教育を実施して、作業の安全確保を図らなければならない。

４　受託者は、安全管理について業務履行計画書に明記しなければならない。

　（健康管理）

第１１条　受託者は、常に安全衛生管理に注意を払い、従事するものに感染症等の疑いがある場合には、従事者の変更を行う等の安全衛生管理を徹底しなければならない。また、重要かつ緊急な事態に備え、連絡体制を定める等の必要な準備をしておくものとする。

２　受託者は、本業務従事者の水道法第21条に定める定期及び臨時の健康診断を行うとともに、これに関する記録を作成し、委託者に文書により報告しなければならない。

　（従事者の規律及び服装等）

第１２条　委託者は、本業務に従事するものの規律、衛生、風紀及び身元の保持に関し一切の責任を負うものとする。

２　受託者は、本業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないように委託者が発行する受託証を常に携帯しなければならない。また、訪問者及び電話の対応については、相手に不快感を与えない等、態度等には十分注意しなければならない。

（危機管理対応）

第１３条　受託者は、断水事故及び水質異常が発生した場合及び施設保安に伴う異常事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、本業務従事者を非常時に招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行わなければならない。

２　受託者は、緊急事態が発生した場合は、必要な初期対応を行ったのち、速やかに緊急連絡表に基づき委託者に連絡しなければならない。

３　受託者は、緊急事態の初期対応の考え方について、委託者の危機管理対策マニュアル等に基づき、提案を作成し、委託者に提出しなければならない。

４　受託者は、委託者、受託者協議の上で詳細な危機管理対応を定めるものとする。

５　受託者は、本業務を適切に履行するに当たり、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その実施状況について委託者に報告しなければならない。

　（環境への取組み）

第１４条　受託者は、本業務を履行するに当たり、次の事項に配慮しなければならない。

（１）環境への負荷の軽減に向けた取組み

（２）浄配水施設等の省エネ・低コストに関する取組み

（３）委託者が取組むその他の環境活動

（関係法令遵守）

第１５条　受託者は、本業務を履行するに当たり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

（１）労働基準法

（２）労働安全衛生法

（３）職業安定法

（４）労働者災害補償保険法

（５）水道法

（６）電気事業法

（７）消防法

（８）騒音規制法

（９）水質汚濁防止法

（10）大気汚染防止法

（11）土壌汚染対策法

（12）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（13）エネルギーの使用の合理化に関する法律

（14）個人情報の保護に関する法律

（15）フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

（16）つくば市情報セキュリティポリシー等委託者が定める情報セキュリティに係る規定

（17）その他この契約の履行に関する法律

（18）監督官庁からの指示命令等

　（侵入者の防止等）

第１６条　受託者は、性能仕様書に定める設備機器、備品工具類の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

２　受託者は、施錠、解錠の管理を確実に行わなければならない。

３　受託者は、監視カメラを水道施設に設置することにより、定期的に監視しなければならない。

　（不当介入に関する通報）

第１７条　受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

２　受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した不当介入事案通報書（様式任意）により所轄警察署に届け出るとともに、委託者に報告するものとする。また、受託者は、以上のことについて、再委託の協力者に対して、十分に指導を行うものとする。

３　受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

　（本業務実施におけるリスクマネジメント）

第１８条　本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として、受託者が負うものとする。ただし、委託者が負うべき合理的な理由がある事項については、この限りではない。

２　受託者は、リスクの分散を図るため、保険に加入するものとする。

３　受託者は、加入した保険について、業務履行計画書にその内容を記載し、保険証の写しを添付するものとする。

（報告書等の提出及び協議）

第１９条　受託者は、委託者の承認を得た様式により、業務日報、月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、点検及び整備報告書等を遅滞なく委託者に提出しなければならない。また、業務日報、月間業務完了報告書、年間業務完了報告書、点検及び整備報告書等の報告事項の中に技術的問題がある場合は、その都度委託者に報告し、協議しなければならない。

２　受託者は、毎月１回、つくば市葛城配水場会議室において、定例報告会を開催し、委託者に毎月の業務完了報告および各種点検結果報告等をおこなわなければならない。定例報告会においては、受託水道業務技術管理者、総括責任者の他、受託者の社内関係者を含め出席すること。なお、オンラインでの出席も可とする。

（要求水準の未達）

第２０条　受託者は、要求水準書に求める要件が満足できなくなった場合は、受託者は速やかに委託者に報告するものとする。

２　受託者は、前号の原因を究明し、委託者と協議の上で適切な措置を講じて状況を改善するものとする。

３　水道利用者に重大な影響を与えるような場合、委託者及び受託者は、協力してその改善に努めなければならない。

（本業務の中断）

第２１条　受託者は、やむを得ない事情により本業務を中断するときは、あらかじめその旨を委託者に連絡するとともに、委託者と協議して水道水の供給に支障を生じることのないように、誠意をもって、これに対応しなければならない。

　（履行期間終了に伴う業務引継）

第２２条　受託者は、本業務に支障が生じることがないよう、委託業務が終了する時、又は契約が解除される時は、委託者が指定する者に対象施設・設備の運転管理及び保全管理に係る業務引継を誠実に行わなければならない。

２　業務引継時は、委託者が指定する者の立会いの下に施設の健全度の評価を行い、受託者の責任による不具合が発見された場合は、受託者の負担により是正しなければならない。

３　受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継ぎ文章を作成すること。

４　受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。

５　業務引継に係る費用は、受託者の負担とする。

６　受託者は、個人情報が記録された媒体を、本業務の終了後、委託者の指定した方法により、返還又は廃棄しなければならない。

　（守秘義務）

第２３条　受託者は、業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を業務外に使用し、又は他に漏らしてはならない。

２　受託者は、委託者の承諾を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡等をしてはならない。

３　受託者は、委託者の許可なく業務上知り得た事項（個人情報を含む。）を、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本業務が終了した後においても同様とする。

　（個人情報の保護）

第２４条　受託者は、本業務の履行に際して知り得た事項（個人情報を含む。）を他に漏えいしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

（個人情報又は資料等の複写）

第２５条　受託者は、あらかじめ委託者の書面による承認を得なければ、個人情報（原始資料又は成果品を含む。）を複写又は複製してはならない。

（事故の報告義務及び公表）

第２６条　受託者は、本業務の履行に当たり原始資料又は成果品を紛失する等の個人情報の漏えい、滅失等に係る事故が発生した場合は、直ちにその状況を委託者に報告し、委託者の指示を受け、これに従わなければならない。

２　委託者は、本業務の履行期間中に個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

３　受託者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合であって、受託者の故意又は過失を問わず受託者が本業務の条項に違反し又は怠ったことにより委託者に対し損害を発生させたときは、委託者に対し、その損害を賠償しなければならない。

（本業務の監査等）

第２７条　委託者は、受託者に対して本業務の処理状況につき監査若しくは検査をし、又は報告を求めることができる。

２　委託者は、本業務で規定する個人情報の取扱いについて、本業務の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託等先に対して監査若しくは検査をし、又は報告を求めることができる。

（本業務従事者への教育及び研修）

第２８条　受託者は、本業務に係る責任者及び従事者に対して、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他の業務の適切な履行に必要な教育及び研修等を実施するとともに、この契約、関係法令及び関係規定等を遵守させなければならない。

２　受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、業務実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第２９条　受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（個人情報の管理）

第３０条　受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の事項の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

（１）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

（２）委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

（３）個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（４）事前に委託者の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

（５）個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

（６）個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

（７）個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（８）作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（９）個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（解除等）

第３１条　委託者は、次の事項のいずれかに該当したときは、催告その他の手続なしにこの契約を解除することができる。

（１）受託者が本要求水準書に違反したとき。

（２）受託者の本業務の処理が不適当と委託者が認めたとき。

（３）受託者が本要求水準書を履行することができないと委託者が認めたとき。

２　前項の規定により本要求水準書が解除されたときは、受託者は、これによって生じた損害を委託者に支払うものとする。

第２章　業務の水準

（業務の実施）

第３２条　受託者は、本業務の実施体制等について、契約締結後速やかに委託者が定めた監督員と打合せを行い、契約書、性能仕様書、本要求水準書に基づき、業務履行計画書を作成して委託者の承諾を得なければならない。

２　受託者は、業務履行計画書に基づいた年間業務履行計画書及び月間業務履行計画書を作成して委託者の承認を得なければならない。

３　年間業務履行計画書及び月間業務履行計画書に記載が必要な事項は、委託者と受託者の協議によるものとする。

４　委託者は、承認した業務の内容や体制であっても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、文書で改善を申し入れることができるものとする。この場合において、受託者は、誠意をもってこれに対応しなければならない。

５　委託者は、緊急を要すると判断した業務については、受託者に他の業務に優先して実施するよう指示することができるものとする。この場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとする。

６　受託者は、運転管理、図書類及び機器等に精通し、適切な運転・操作を行い、誤操作防止に努めなければならない。

７　受託者は、安定供給の維持、施設・作業の安全確保及び技術の向上を図るため、教育、研修、事故・災害発生時に備えた訓練等を実施しなければならない。

８　受託者は、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、業務従事者全員に水道法に規定する健康診断を実施し、委託者に報告しなければならない。

９　受託者は、本業務の成果向上に資する改善提案を積極的に行う。業務の改善、施設の改善について、実施内容、時期又は期間、費用対効果等を明確に記し、委託者と協議すること。

１０　受託者は、公益性を十分理解し、需要者や地域住民等に対する適正な配慮を行うこと。

（業務委託の大要）

第３３条　本業務委託の大要は次のとおりである。

（１）運転保守業務

ア　浄配水場等の設備機器の運転制御

イ　委託施設の監視及び記録

ウ　委託施設の日常・巡回点検

エ　委託施設の故障の対応

オ　委託施設の夜間パトロール

カ　階段昇降機及び自動門扉の動作確認

キ　低圧受電設備の電気点検

ク　業務上必要な運転操作の作業

ケ　データの記録と分析

コ　緊急時の初期対応

サ　業務継承と引継ぎ

シ　報告書等の作成整理

ス　マニュアル作成と見直し

セ　弁類・弁室（ロッド、開閉機を含む。）の点検

ソ　器具、配管ボルトナット類の点検

（２）定期点検業務

ア　浄配水場等の電気設備点検

イ　浄配水場等の電気計装設備点検

ウ　配水場の自家発電設備点検（地下タンク気密試験含む）

エ　浄配水場等の機械設備点検

オ　手動・電動弁点検

カ　浄配水場等の薬液注入設備点検

キ　自家用電気工作物保安業務管理

ク　消防用設備等の点検

ケ　空調設備の整備点検

コ　浄配水場等の簡易な補修、塗装及び部品交換

サ　上記の記録並びに報告書作成

（３）環境整備業務

ア　着水池、浄配水池、PCタンク等の定期清掃業務

イ　中央、葛城、南部配水場施設の室内、トイレ等の定期清掃業務

ウ　植栽管理業務

エ　浄配水場等の施錠及び保安業務

オ　中央配水場自家発電設備試験水槽の清掃業務

カ　上記の記録並びに報告書作成

（４）水質管理業務

ア　浄配水場の運転管理上で必要な通常的な水質確認及び管理

イ　毎日１回、指定された末端水質栓にて行う色、濁り、残留塩素濃度の確認

ウ　毎月１回、指定された末端水質栓にて行う水道法第20条に基づく定期水質検査に伴う検査計画案の作成および採水作業

エ　末端水質測定器の整備及び監視

オ　定期的な捨水作業業務

カ　水質、水圧に関する苦情処理

キ　水質状況変化に対応する臨機の措置

ク　上記の記録並びに報告書作成

（５）修繕補修業務

（６）設備管理システム構築及び管理運用

（７）その他

ア　夜間・土日祝日における電話対応業務及び水質確認（一次対応を含む）

イ　夜間・土日祝日における緊急通報業務

ウ　貸与品、備消耗品類の在庫調査及び管理

エ　薬品、試薬、自家発電設備の燃料の調達業務

オ　苦情処理及び問い合せ等の対応業務

カ　上記の記録並びに報告書作成

（業務履行計画書等の作成）

第３４条　受託者は、前条（１）～（７）の各業務を実施する上で留意すべき点、効率的・効果的業務方法等について業務履行計画書に示し提出すること。業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。

（１）業務概要に関すること

（２）業務組織に関すること

（３）本業務における主たる業務の実施計画（工程）の概要

（４）水質管理に関する計画

（５）各種点検（機械、電気設備の点検含む）に関する計画

（６）セルフモニタリング計画

（７）安全対策、衛生管理に関する計画

（８）教育、研修に関する計画

（９）設備管理システム構築・管理運用に関する計画

（10）各種報告書様式

（11）業務継続に関すること

（12）その他必要な計画

２　受託者が提示した業務履行計画書に基づき、委託者、受託者双方で協議して詳細な業務実施計画書（年・月）を定めるものとする。業務実施計画書には、次の事項について記載しなければならない。

（１）業務計画に関すること

ア　業務工程表（運転監視操作業務、保守点検業務）

（２）業務方法に関すること

ア　業務方法・要領及び運転指標

イ　保守点検業務基準（周期、項目等）

（３）安全衛生管理に関すること

ア　安全衛生管理対策

イ　安全衛生管理計画表

ウ　研修計画表

エ　安全衛生管理組織表

（４）保全・保安管理・パトロール等に関すること

ア　保全・保安管理・パトロール等の内容及び実施予定表

（５）水質管理に関すること

ア　水質管理実施方法

イ　検査体制

（６）セルフモニタリングに関すること

ア　セルフモニタリング体制

イ　セルフモニタリング方法

ウ　セルフモニタリング頻度

（７）各種報告書様式

（８）その他必要事項

（業務体制）

第３５条　受託者が満たすべき業務体制は次のとおりとする。

（１）運転保守業務体制

運転操作監視業務には、通年（24時間365日）施設の運転操作監視及び連絡受付業務を行うこと。巡回点検業務は、通年で、昼間勤務とし、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。ただし、他の方法を採用することでこれらの業務が十分に行えると認められ、かつ委託者が承認した場合に限り、当該他の方法による監視体制をとれるものとする。

（２）定期点検業務体制

定期点検業務は、浄配水施設、設備機器類を健全な状態に保ち、浄配水系統の機能を維持すること。業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

（３）環境整備業務体制

業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

（４）水質管理業務体制

水質管理業務は、水質の測定、記録、管理と水質悪化の原因を抑制し、水質を適正な状態に保持すること。業務は、通年で昼間勤務とし、業務を履行する上で適正かつ必要な人員を配置すること。

（５）緊急時の体制

浄配水施設等の緊急時に迅速に対応できる人員体制を整備すること。

（６）総括責任者は、平日昼間常勤しなければならない。総括責任者が不在の場合は、支障なく代わりに業務を行える者が常駐すること。

（７）受託者は、業務の履行にあたり、原則として承諾された業務履行計画書に基づく業務形態により行うものとする。ただし、水道施設の設備が自動化又は省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者と受託者双方が協議の上、業務形態を変更できるものとする。

（業務の基本的要求水準）

第３６条　委託者は、本業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件を次のとおり定める。なお、その具体的な手法については、委託者との協議を行った上で、その提案を業務履行計画書に反映させて委託者に提出すること。

（１）業務の基本的水準

受託者は、自らノウハウを最大限活用し、浄配水施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、安定給水に努めなければならない。また、現行のサービス水準を維持することはもとより、その向上を図り、安定供給が確保できる十分な業務遂行体制により臨むこと。

さらに、業務の公益性を十分理解し、需用者や地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。また、環境に対して十分配慮し、環境負荷の軽減に向けた取組みを推進すること。

（２）法令の遵守

本業務の履行にあたっては、関連法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

（３）施設の使用

本業務の実施に要する事務室、仮眠室等の施設は、その機能を良好に保ち、かつ、履行にあたっては関連法令の趣旨を踏まえて遵守すること。

（４）備品の使用について

本業務の履行に要する水質計器等の備品は、校正、点検整備を十分行い、その機能を良好に保って、使用の際に支障がないよう管理すること。

（各業務の要求水準）

第３７条　各業務を履行する上で、受託者が最低限満たすべき要件は次のとおりとする。

（１）運転保守業務

ア　水質管理の水準

受託者は、水質管理の方法を明記した計画を作成し、受水水質等の変化に対応した水質管理を徹底すること。また、水質管理に必要な項目の検査・測定を実施し、必要に応じて残留塩素濃度を測定することで、最適な薬品注入率を決定し、水質の向上に努めること。水道法に定める水質基準項目の水準については、これまでの省令等を参照して遵守すること。

水質管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○配水場から管末水までの配水は、常に水道法の水質基準に適合していること。  ○給水区域末端部での残留塩素管理を考慮し、原則として各施設の出口での遊離残留塩素を以下のとおりとする。 ただし、給水区域末端部での遊離残留塩素は0.1mg/L以上を維持すること。   |  |  | | --- | --- | | 中央配水場 | 遊離残留塩素  （0.40mg/L～0.75mg/L） | | 葛城配水場 | 遊離残留塩素  （0.40mg/L～0.65mg/L） | | 南部配水場 | 遊離残留塩素  （0.40mg/L～0.65mg/L） | | 君島配水場 | 遊離残留塩素  （0.40mg/L～0.65mg/L） | |

イ　水圧管理の水準

管末で減圧給水とならないように浄配水場等の配水圧力を適切に管理すること。

各施設の水圧管理に関する要求水準は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 中央配水場 | 配水圧力（0.350MPa～0.370MPa） |
| 葛城配水場 | 配水圧力（0.280MPa～0.300MPa） |
| 南部配水場 | 配水圧力（0.310MPa～0.330MPa） |
| 君島配水場 | 配水圧力（0.650MPa～0.800MPa） |
| 上記以外の浄配水施設 | 自然流下型の施設であるため、特に要求水準を設けないが、減圧給水とならないように、施設出口バルブ等の管理を適切に行うこと。 |

ただし、配水管末端において、0.15MPaの配水圧力を確保すること。

ウ　水量管理の水準

配水状況により必要な設備・機械を運転し、配水池水位のバランス調整及び水位の監視を行うこと。また、施設能力（配水能力）に応じた配水量の調整を行うこと。

受託者は、委託者が茨城県企業局と別途契約する契約受水量以内で運用すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＜参考＞  茨城県企業局との契約受水量の実績は以下のとおり。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | | 契約受水量㎥/日 | 70,000 | 75,000 | 75,000 | |

エ　日常・巡回点検

受託者は、主として電気設備、機械設備の異常の有無や徴候を見つけるため、目視、触感及び異音等の確認により計画的に行うこと。なお、日常・巡回点検結果の項目、記録の方法等については、委託者との協議の上、決定するものとする。

オ　施設の夜間パトロール業務

夜間、施設の保安管理として、毎月１回、施設巡回を行うものとする。

カ　階段昇降機及び自動門扉の動作確認

葛城配水場の階段昇降機及び自動門扉、中央配水場の自動門扉は、3か月に１回、動作確認を行うものとする。

キ　低圧受電設備の電気点検

低圧受電設備の動力負荷設備について、毎年１回、絶縁抵抗測定及び清掃を行うものとする。

ク　データの記録と分析

受託者は、運転管理に係るデータの項目、記録の方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録・分析・整理するものとする。

ケ　緊急時の初期対応

受託者は、設備機器の故障又は不具合が生じた場合、県企業局からの受水が途絶えた場合並びに、水質異常、地震、風水害、その他災害等が発生した場合、施設を安全かつ正常に運転できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委託者に報告すること。なお、緊急時の措置には簡易な修繕及び仮処置も含めることとする。

コ　業務継承と引継ぎ

日常業務の確実な継続確保と情報の共有を行うこと。

サ　報告書等の作成整理

受託者は、運転管理に係る報告書の作成、運転記録の管理方法をあらかじめ委託者と協議し、これを記録・分析・整理すること。

シ　マニュアル作成と見直し

受託者は、安定給水及び効率的な運転を行うために最善の対応を図れるように作業要領、運転操作マニュアル、各種手順書等の作成及び見直しを行うこと。

ス　弁類・弁室（ロッド、開閉機を含む。）の点検

浄配水施設等に設置している弁類・弁室（ロッド、開閉機を含む。）に対して、機能維持を図るため、漏水状況、塗装の状況、ボルトナットの緩み、腐食状況、開閉状況の確認等について、目視等により点検を行うこと。

セ　配管ボルトナット類の点検

浄配水施設等に設置しているアンカーボルト、配管ボルトナット類に対して、機能維持を図るため、漏水状況、塗装の状況、ボルトナット類の緩み、腐食状況等について、目視等により点検を行うこと。

（２）定期点検業務

ア　機械設備、電気設備、電気計装設備、自家発電設備及び手動・電動弁保守点検

受託者は、各点検対象設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、施設の運転に支障がないよう保守点検を行うこと。

イ　薬液注入設備点検

受託者は、薬液注入設備設備の構造や特徴はもとより、水道施設全体のシステムを十分に把握し、施設の運転に支障がないよう保守点検を行うこと。

ウ　自家用電気工作物点検、消防設備点検及び空調設備整備点検

受託者は、電気事業法第42条に定める保安規程により自家用電気工作物の保安点検を行う。また、消防設備点検及び空調設備整備点検については、関係法令に定める点検を該当規則に則り業務を実施すること。また、受託者がこれらの業務を再委託する場合は、あらかじめ委託者の承認を受け、その点検業者との契約、支払等の業務については、受託者がすべて行うものとする。

エ　浄配水場等の簡易な補修、塗装及び部品交換

受託者は、設備等の経年劣化等に起因する機能不全又は偶発的に生じた設備などの故障、不良、破損、劣化などに対して、適宜、簡易な補修、塗装及び部品交換などを実施し、その機能の回復を図ること、または予防保全に努めること。

（３）環境整備業務

ア　構造物及び建築物の清掃業務

受託者は、浄配水施設等の構造物及び建築物全体を熟知し、その機能を良好に保つため、清掃等の維持管理を行うこと。また、以下に挙げた清掃業務についてはその要求水準を満たすこと。

①浄配水池等の清掃については、対象施設及び回数を業務計画に明記し承認を受けること。

②その他の建築物における清掃等の維持管理は、必要に応じ、必要な箇所について適宜実施すること。

イ　植栽管理

受託者は、各水道施設の植栽管理台帳を整備した上で、周辺環境に悪影響を及ぼすことなく、適切に植栽の維持管理を行うこと。

また、再委託する場合においては、市内の地域環境を熟知した市内本店事業者を積極的に活用すること。

ウ　保安業務

受託者は、浄配水施設内の平穏・安全を保つよう施設の施錠、警備装置の設置及び操作、場内、場外の見回り等の業務を行うこと。

エ　中央配水場自家発電設備試験水槽の清掃業務

受託者は、定期点検業務で実施する自家発電設備の点検に際して、中央配水場自家発電設備試験水槽の機能維持のために、清掃等の維持管理を行うこと。

（４）水質管理業務

水質の維持・確認のために、受託者は、以下を行うこととする。

ア　浄配水施設等内の水質確認は、給水区域末端部で良好な水道水質を維持するために必要な項目および回数を実施する。

イ　水質異常時には、確認と原因究明のために必要な水質確認を早急に実施する。なお、これらの水質確認の結果については、適宜報告を行うこと（報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議の上決定する）。

ウ　給水末端部での水質確認は、毎日１回以上、各浄配水施設系統別に、色、濁り、残留塩素濃度の項目について行う。

エ　指定された給水末端部における、水道法第20条に基づく水質検査を実施するための検査計画案の作成および採水作業を行うこと。

オ　指定された給水末端部において、水質測定器を整備し、葛城配水場の監視室で24時間監視すること。

カ　給水末端部等において、良好な水道水質を維持するために、定期的に捨水作業を行うこと。

キ　水質異常・苦情に対する一時的あるいは恒久的な捨水作業を行うこと。

（５）修繕補修業務

受託者は、簡易な補修、塗装及び部品交換では対応困難なものであって、委託者の承諾を得たものについて、１件及び年間にかかる金額の上限金額の範囲内で、修繕補修を実施することができることとする。実施した修繕補修は、設備管理システムの修繕補修履歴として記録・管理すること。

（６）設備管理システムの構築及び管理運用

受託者は、設備管理システムにより、設備機器の仕様、点検及び修繕・更新履歴を管理し、委託者の設備修繕や更新計画の策定に協力すること。

また、受託者は、委託者の設備修繕や更新計画策定の協力に当たっては、設備の長寿命化対策、防災・減災対策、将来の送配水運用、設備の修繕・更新期間中の送配水運用等を十分に理解・考慮した上で、委託者に適切な助言をするとともに、計画の策定に協力すること。

（７）緊急時の対応

受託者は、設備機器の故障又は不具合が生じ、応急に措置しなければならないと

判断した場合、施設の機能を維持できるよう、臨機に緊急の措置を講じ、直ちに委

託者に報告すること。なお、緊急の措置には突発に発生した修繕も含めることとす

る。

（８）緊急時対応マニュアルの作成

受託者は、緊急時に委託者と連携をとりながら水利用者への影響を最小限に食い

止め、安定給水のために最善の対応を図れるように緊急時対応マニュアルを作成し

なければならない。

（９）その他

ア　備品等の管理業務

受託者は、施設の維持管理を良好に行うための備品や消耗品類の管理を行うこと。

イ　薬品等の調達業務

委託者は、関係法令に定めのある有資格者が必要な業務も含め、必要な浄水薬品（水質測定用の試薬類を含む。）の調達及び管理を行うこと。

ウ　文書の管理業務

受託者は、浄配水施設等の運転管理、維持管理を良好に行う上で必要となる完成図書、その他の文書に関して、毀損・滅失がないよう適正に保管すること。また、委託者の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと。なお、文書の取扱いについては、委託者が定める文書管理や個人情報保護に関する規定等に基づいて行うこととする。

エ　門扉の開閉・施錠、ITV設備等による対象施設構内の監視

施設の危機管理等に対応するため、門扉の開閉・施錠を管理し、監視室でのITV操作・モニターの監視を行うこと。

オ　県企業局の点検に際する施設の開錠と水出し作業等の対応

中央配水場における県企業局の流量計や濁度計等の点検に際して、施設の門扉を開錠するとともに、あらかじめ、水出し作業等を行うこと。また、県企業局の点検により、中央配水場の受水が停止した場合の対応等もこれに含む。

（技術レベル向上の取組み）

第３８条　受託者は、浄配水等の管理において、その技術レベルが向上するよう心がけなければならない。

２　受託者は、業務遂行上必要なマニュアルを作成しなければならない。また、マニュアルは常に見直しを行い、委託者の承認を受けて適切に管理するものとする。

３　受託者は、浄配水等の管理技術の伝承に努め、技術研修の実施や資格取得の推進を図って業務従事者の技術レベルの向上を図るとともに、業務委託の履行で習得したノウハウについては文書で取りまとめ、委託者に報告するものとする。なお、本要求水準書及び性能仕様書等で指定され、作成された文書、写真、動画、マニュアル類の著作権は委託者に帰属する。

（車輌の運行）

第３９条　受託者は、運転保守業務等において、場外で作業する場合は受託者の所有する車輌を使用し、受託者の従事者の運転で車輌を運行すること。

２　受託者が使用する車輌には、委託者の承認を受けて水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。

３　委託者と受託者が原則として同じ車輌に乗ってはならない。

４　受託者の車輌事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

（雑則）

第４０条　受託者は、契約書、仕様書、本要求水準書及びその他の関係書類の中に記載されていない事項であっても、また業務履行上で委託者から指示されていない事項であっても、施設運転管理上、当然必要な業務等は行うものとする。

（疑義）

第４１条　この本要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。